



報道関係者 各位

平成 27 年 8 月 28 日

【照会先】

栃木労働局雇用均等室

室 長

野村 ひとみ

厚生労働事務官

大野 晃太

(電話) 028-633-2795

(FAX) 028-637-5998

## 改正次世代育成支援対策推進法施行後初のくるみん取得 ～「子育てサポート企業」として株式会社足利銀行を認定しました～

栃木労働局（局長 堀江 雅和）では、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という）に基づく基準適合一般事業主として、8月13日に**株式会社足利銀行**（宇都宮市、代表執行役頭取 松下 正直）を認定しました。

同行は次世代法改正後初の認定企業であり、新しいくるみんマークを利用することができるとともに、栃木県内の金融機関での初めての認定となります。

また、**県内で認定した企業は合計 17 社、累計 23 社**となりました。



栃木労働局では県内企業の次世代育成の取組を推進するため、今後も認定の取得促進に努めてまいります。

### 株式会社足利銀行（1回目）

#### 行動計画期間

平成22年4月1日～平成27年3月31日

#### 取組内容

- ①育児休職制度について子が満2歳に達する月の月末まで取得可能とした。また、子の看護休暇について、小学校就学後、中学校就学前の子のために年間5日取得可能とした。
- ②育児休職制度が男性にも適用されることをアナウンスし、父親の育児休職の取得を促進した。
- ③毎週水曜日の「早帰り日」及び2月、8月第2週の「早帰りウィーク」を実施し、所定外労働削減を進めた。
- ④若年者に対する就業体験機会の提供のため、年間10人以上のインターンシップを受け入れた。



### くるみん認定授与式について

日時：平成27年9月8日（火） 14：00より ※撮影可

場所：栃木労働局 局長室（宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎4階）

<参考資料>

参考1 次世代育成支援対策推進法（抄）

参考2 新旧認定基準

参考3 栃木県内の認定状況等

参考4 一般事業主行動計画を策定し、くるみん認定 プラチナくるみん認定を目指しま  
しょう!!!

参考5 とちぎにくるみんを!!